申告フローチャート

申告が必要かどうか、簡易的に判断できます。
確定申告する場合は、市県民税の申告は必要ありません。

申告がないと、次のような影響があります

◆国民健康保険税や介護保険料、保育料が正しく計算されません
◆市県民税に関する証明書が発行できません
◆公営住宅の入居・更新手続きに支障をきたすことがあります
◆各種行政サービスが受けられない場合があります

スタート

令和７年１月１日現在 石垣市に住んでいた

いいえ → **令和７年１月１日に住んでいた市町村にお問合せください**

はい

昨年中にどんな収入がありましたか？

収入なし または **非課税となる収入のみ**（※1）

- ▷ 税法上の扶養親族（※2）になっていない
- ▷ 市外在住の親族の税法上の扶養親族（※2）になっている

→ 市県民税申告（※3）

- ▷ 市内在住の親族の税法上の扶養親族（※2）になっている

→ 申告不要

主に **年金収入**

★詳しくは「**公的年金収入がある方の申告フローチャート**」（HP 下部）をご確認ください

- ▷ 年金収入のみで、申告する控除がない

→ 申告不要

- ▷ 年金収入のみで、申告する控除がある
- ▷ 年金収入があり、年金以外の所得（20 万円以下）がある

→ 市県民税申告

- ▷ 年金収入が 400 万円を超えている
- ▷ 年金収入以外の所得が 20 万円以上ある

→ **確定申告**

主に **給与収入**

- ▷ 年末調整済みの給与（1 カ所）のみ

→ 申告不要

- ▷ 給与収入があり、給与以外の所得が 20 万円以下

→ 市県民税申告

- ▷ 給与収入が 2,000 万円を超えている
- ▷ 医療費控除などの控除を追加、変更する
- ▷ 2 カ所以上からの給与がある
- ▷ 給与以外の所得が 20 万円を超えている
- ▷ 年末調整していない

→ **確定申告**

事業収入
漁業収入
農業収入
不動産収入
雑収入

- ▷ 所得金額より控除金額の方が多い（所得税が課税されない）

→ 市県民税申告

- ▷ 所得金額より控除金額の方が少ない（所得税が課税される）

→ **確定申告**

※1. 非課税収入には、遺族年金、障害年金、失業給付金などがあります。

※2. 税法上の扶養親族とは、年末調整や確定申告、市県民税の申告で扶養親族として申告されている方です。健康保険制度の扶養とは異なります。

※3. 収入がない場合でも、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入者、税関係証明書が必要な方、公営団地等の手続きを要する方は必ず申告してください。また上記以外でも各種行政サービスを受ける場合に申告が必要な場合がありますので申告をおすすめします。

＜注意点＞
上記で「市県民税申告」に該当する場合でも、下記に該当する方は石垣税務署で確定申告をする必要があります。
※ 石垣市役所では申告受付できません

- 土地・株式等の譲渡所得がある方
- 利子・配当所得がある方
- 肉用牛売却所得（課税特例の対象）がある方
- 青色申告をする方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方